

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

## 資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 労使トラブル法律相談Q&amp;A | 労働契約法

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&amp;A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

## 労働契約法

## 1 労働契約法

2 労働契約法という名前の法律をよく耳にしますが、その内容について教えてください。

POINT

- 労働契約法は、労働者と使用者とが対等な立場にたつ合意原則を明らかにしています。
- 労働契約法は、均等処遇やワーク・ライフ・バランスなどの考え方を規定しています。
- 労働契約法は、これまで労働契約に関して判例法理として確立した考え方を法文として規定しています。



A 1. 労働契約法の目的

就業形態の多様化とともに、個別労働関係紛争の増加等に対応し、労働者の保護を図りつつ、個々の労働関係の安定に資する新たな立法の必要性が求められたため、労働契約法が平成19年1月に成立し平成20年3月1日から施行されました。この一連の議論においてさまざまな修正が行われ、当初の構想より大分圧縮された内容のものとなりましたが、労働者及び使用者の自主的な交渉の下で、労働契約が合意により成立し、又は変更されるという合意の原則及び労働契約と就業規則との関係を定めることにより、上記目的を達成するとしています（労契法第1条）。

2. 労働契約の基本原則

労働契約法は、労働契約の基本原則をいくつかの基本理念としています。まず、労働契約は労働者および使用者が対等な立場で合意するこ

とによって締結し、変更されるべきであるという合意の原則を規定しています（1条・3条1項）。つぎに、均等処遇の原則（3条2項）仕事と生活の調和の原則（3条3項）を基本理念として規定しています。また、民法の基本原則である信義誠実の原則及び権利濫用の禁止についてもあらためて規定しています（3条4項・5項）。とくに、均等処遇の原則や仕事と生活の調和の原則が規定されたことは、労働契約の理解にあたって大きな影響をもつものといえます。なお、労働契約法は合意の原則を実質化するために、契約内容の理解の促進と契約内容をできるだけ書面化して明確化することを求めています（4条1項・2項）。

3. 労働契約に関する規定内容

労働契約法は、労働契約の成立・変更・終了などに関して、これまで判例において確立してきた法理を規定しました。すなわち、労働者に対する安全配慮義務（5条）、一方的な就業規則の変更により労働者に不利益な変更ができないこと及び就業規則の変更が合理的な場合は労働条件が変更されること（9条・10条）、解雇の権利濫用は無効であること（16条）、懲戒の権利濫用は無効であること（15条）、出向命令の権利濫用は無効であること（14条）等です。また、就業規則違反の労働契約の効力についての規定を労基法93条から移しました（12条）。また、平成24年8月に改正労働契約法が成立し、有期労働契約に関して「無期労働契約への転換」、「雇止め法理の法定化」、「期間の定めのあることによる不合理な労働条件の禁止」の三つのルールが、平成25年4月から施行されました（18条、19条、20条）。

1 労働契約法

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

&gt;&gt;一覧へ戻る

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.